

七尾市教育委員会告示第2号

七尾市部活動地域移行に係る指導者資格取得等助成金交付要綱を次のように定める。

令和7年2月6日

七尾市教育委員会

教育長 八 崎 和 美

七尾市部活動地域移行に係る指導者資格取得等助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、子どもたちが継続的で質の高いスポーツ活動に参加する機会を確保するため、七尾市立中学校における部活動を地域に移行するに当たり、クラブ活動を指導する者に必要となる資格の取得等を支援するため、七尾市部活動地域移行に係る指導者資格取得等助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす個人とする。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 市内のスポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ又はスポーツ少年団に加盟していること。
- (3) 市内に住所を有する13歳以上15歳以下の者を対象として、スポーツの指導又は審判を行うこと。
- (4) 職業スポーツ従事者でないこと。

(交付対象事業)

第3条 助成金の対象となる事業は、次に掲げる講習会を受講し、新たにスポーツ指導者・審判員等の資格を取得する事業とする。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に定める

講習会（スタートコーチ、コーチ 1 又はコーチ 2 の資格取得に必要なものに限る。）

(2) 各競技団体審判員制度等に定める講習会

(3) スポーツ関係団体公認スポーツ指導者に定める講習会

（交付対象経費）

第 4 条 助成金の交付対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、前条の資格取得にあたって必要となる講習会等の受講料、資料代及び資格試験受験料とする。ただし、資格の更新にかかる費用は含めないものとする。

（助成金の額）

第 5 条 助成金の額は、交付対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）で、2 万円を上限とし、予算の範囲内で交付する

（交付申請）

第 6 条 助成金の交付を受けようとする者は、講習を修了したときは、当該講習を修了した日の属する年度における市長が別に定める期日までに七尾市部活動地域移行に係る指導者資格取得等助成金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 講習を修了したことが分かる書類

(2) 試験の受験に要した費用の額を証する書類

(3) 資格の登録に要した費用の額を証する書類

(4) 振込口座が確認できるものの写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定）

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、七尾市部活動地域移行に係る指導者資格取得等助成金交付決定通知書（様式第 2 号）により当該確定した額を、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、速やかに

助成金を当該助成金の申請をした者が指定する口座に振込の方法により交付するものとする。

（助成金の取消し及び返還）

第8条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号に該当することとなったときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取消し、取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、助成金の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽又は不正の手段により交付決定を受けた場合

(2) 指導者として不適当と認められる事実が判明した場合

2 市長は、前項の規定により助成金の返還を命ずるときは、七尾市部活動地域移行に係る指導者資格取得等助成金返還通知書（様式第3号）により交付決定者に通知するものとする。

3 前2項に規定する助成金の交付決定の取消し及び助成金の返還により、交付決定者に損害が生じた場合においては、市はその賠償の責めを負わない。

（補則）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。